

第5回都谷川流域水害対策協議会 次第

日時：令和7年2月12日（水） 10時30分～

場所：大洲市防災センター 市民防災研修室（大洲市若宮 1869-1）

次 第

1. 開会

2. 議事

(1) 都谷川流域水害対策協議会規約の改正

- ・ 令和6年度組織改正

資料 1

(2) 流域水害対策計画の実施に係る取組状況

- ・ 各取組一覧
- ・ 事業の進捗状況

資料 2-1

資料 2-2

(3) 流域水害対策計画の実施に係る検討状況

- ・ 貯留機能保全区域の概要、検討方針

資料 3

(4) 情報提供

- ・ 大洲市流域治水推進補助金
- ・ 東大洲地区の防災まちづくり

資料 4-1

資料 4-2

3. 閉会

都谷川流域水害対策協議会

(令和5年4月24日設立)

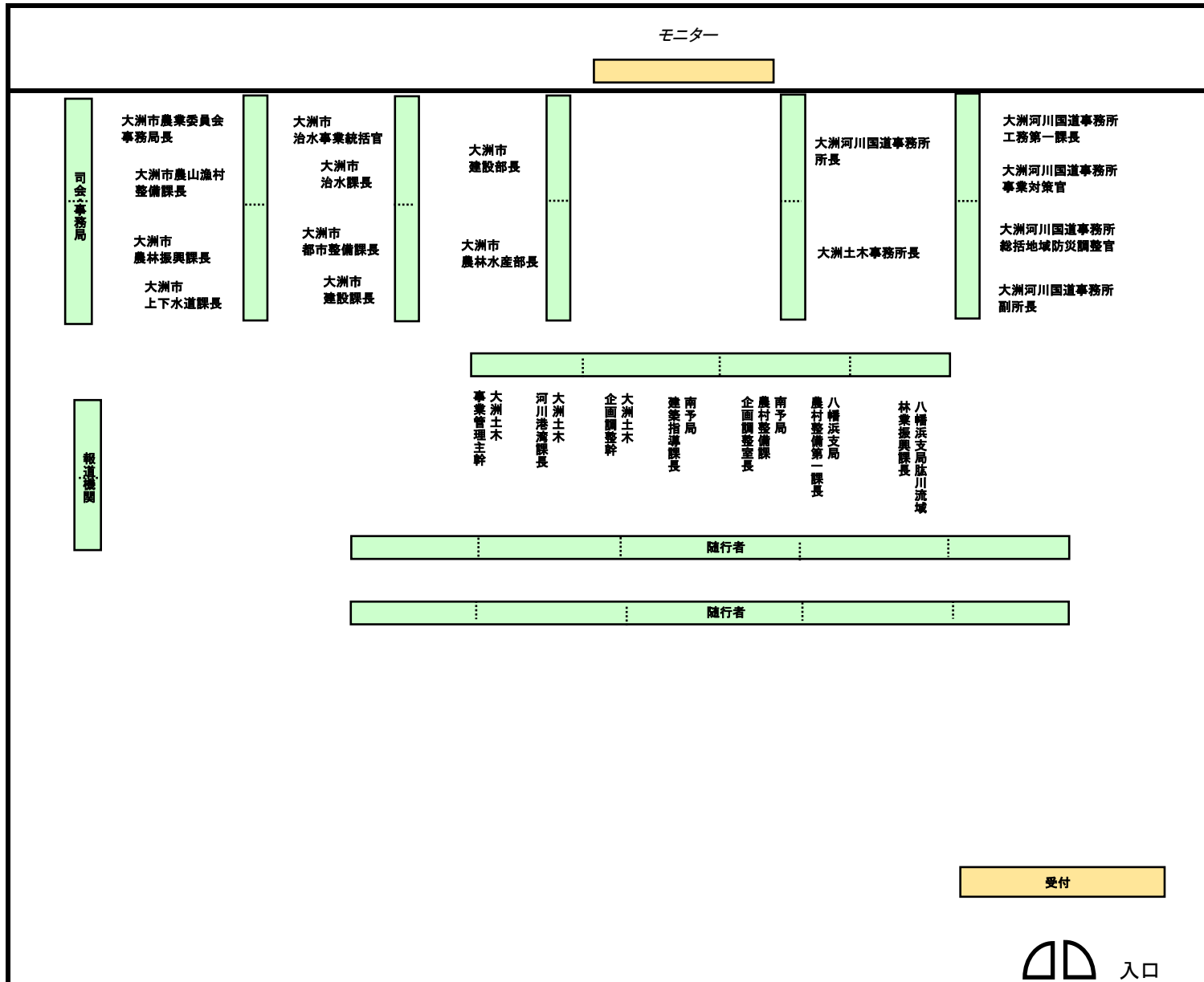
目的

本協議会は、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、都谷川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる総合的な流域対策を推進させるために、都谷川流域水害対策計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことで計画の効果的な実施及び運用を図ることを目的とする。

協議会の組織

機関	役職	氏名
愛媛県	大洲土木事務所長	越智 健二
大洲市	建設部長	泉 浩嗣
大洲市	農林水産部長	菊池 章
国土交通省	大洲河川国道事務所長	江川 昌克

第5回都谷川流域水害対策協議会 大洲市防災センター 市民防災研修室



都谷川流域水害対策協議会設置規約 (改正案)

(名称)

第1条 本会は、都谷川流域水害対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第7条第1項の規定に基づき設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、都谷川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる総合的な流域対策を推進させるために、都谷川流域水害対策計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことで計画の効果的な実施及び運用を図ることを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 計画の作成及び変更に関する協議

(2) 計画の実施に係る連絡調整

(協議会の組織等)

第4条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 協議会は、必要と認める者に参加を求めることができる。

3 協議会の進行は愛媛県南予地方局大洲土木事務所長が行う。

4 協議会の招集は別表1に掲げる者が行う。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者（以下「幹事」という。）をもって構成する。

3 幹事会は、必要と認める者に参加を求めることができる。

(部会)

第6条 第3条に掲げる事項について、調査、検討等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、調査、検討等の内容に応じて、幹事のうち、必要なものをもって構成する。

3 部会は、必要と認める者に参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を南予地方局大洲土木事務所に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

(会議の公開)

第8条 協議会の公開は、会議の傍聴を希望する県民等に、協議会が会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会及び部会は、原則非公開とし、幹事会及び部会の結果を協議会へ報告すること

により公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第 9 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表することができる。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、別表 1 に掲げる者の確認を得た後、公表することができる。

(雑則)

第 10 条 本規約の改正、その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の協議により定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 24 日から施行する。

令和 年 月 日から施行する。

別表 1

愛媛県南予地方局大洲土木事務所長
大洲市建設部長
〃 農林水産部長
国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所長
〃 肱川緊急治水対策河川事務所長

別表 2

幹事	南予地方局大洲土木事務所	企画調整幹
〃	〃	事業管理課長
〃	〃	事業管理課主幹
〃	〃	河川港湾課長
〃	南予地方局建設部	建築指導課長
〃	南予地方局農林水産振興部	農村整備課企画調整室長
〃	〃	八幡浜支局農村整備第一課長
〃	〃	八幡浜支局肱川流域林業振興課長
〃	大洲市建設部	治水事業統括官
〃	〃	建設課長
〃	〃	都市整備課長
〃	〃	上下水道課長
〃	〃	治水課長
〃	大洲市農林水産部	農林振興課長
〃	〃	農山漁村整備課長
〃	大洲市農業委員会	事務局長
〃	国土交通省四国地方整備局	
	大洲河川国道事務所	副所長
〃	〃	総括地域防災調整官
〃	〃	事業対策官
〃	〃	工務第一課長
〃	国土交通省四国地方整備局	
	肱川緊急治水対策河川事務所	副所長
〃	〃	工務課長

■各取組一覧

NO.	計画書の項目	該当ページ	対策内容	実施主体	具体的な内容	計画記述	令和6年度取組状況	今後の予定	計画管理項目
①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策(氾濫への対応)									
1	第4章	P29	支川(都谷川)排水機場整備	国土交通省河川	流域規模に応じた排水機場	整備する	測量・設計(R7.3概ね完了) 用地取得等	排水機場新設工事 対策分担量:630千m3	◎
2	第4章	P29	支川(都谷川、野田川、古川)河道整備(嵩上げ等)	愛媛県河川	大洲市と連携した都谷川、古川、野田川の河道整備(嵩上げ等)	進める	測量・設計(R6.3概略設計完了) 都谷川河道掘削(R7.2完了予定)	大洲市との協議・調整(都谷川上流法定外水路)	◎
3	第6章	P35	下水道(雨水)の整備	大洲市下水道	肱川第3排水区内の雨水排水管等堀の内雨水ポンプ場のポンプ設備 雨水排水区の既存水路の改修	整備する 増設する 検討する	雨水排水路整備工事着手 雨水ポンプ場の耐震診断(R7.3完了予定)	肱川第3排水区内の雨水排水路の整備工事 堀の内雨水ポンプ場の耐震化及びポンプの増設 雨水排水区内の既存水路の改修検討	◎
4	第7章	P36	雨水貯留浸透施設整備	大洲市都市	国・県・市有地を活用した雨水貯留浸透施設等	検討・実施する	検討中	大洲市民文化会館建替工事(R8~10)で設置予定 容量:180m3予定	◎
				大洲市治水	個人住宅等の雨水貯留浸透施設に対する県・市による助成等	検討する	大洲市流域治水推進補助金制度の創設(R6.7)	周知活動	◎
				大洲市都市	平常時の多目的利用、非常時のオープンスペースとしての活用	検討する	検討中	学校・保育所等の校庭や公園施設で設置予定	◎
5	第7章	P36	流出抑制(田んぼダム)の推進	大洲市農山	排水口に調整板	設置する(営農者)	実施箇所・効果等の検討:新谷地区 容量:7,200m3、面積:7.2ha	周知活動	◎
6	第7章	P37	公園貯留施設等の保全・拡充	大洲市都市	既存の公園貯留施設	保全する	ふれあいパークの運用管理 容量:23.5千m3	継続	
②被害対象を減少させるための対策(建築物への対応)									
7	第10章	P42	貯留機能保全区域の指定	愛媛県河川	浸水拡大を抑制できる農地等	指定する	区域指定箇所の整理(R6幹事会) 指定方針の決定(R6協議会予定)	大洲市長との協議 県知事への指定方針了解 地元説明会	
				愛媛県河川	堆積ゴミ対策における河川協力団体等との連携	検討する	検討中	関係団体との協議・調整	
8	第10章	P44	浸水被害防止区域の指定	愛媛県河川	住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地	検討する	検討中	宅地嵩上げ等の対策と合わせて検討予定	
9	第4章	P34	二線堤の保全・拡充	大洲市治水	二線堤	設置している	二線定の運用管理	継続	

NO.	計画書の項目	該当ページ	対策内容	実施主体	具体的な内容	計画記述	令和6年度取組状況	今後の予定	計画管理項目
10	第9章	P39	宅地嵩上げ等(移転促進、建築物の敷地嵩上げ・耐水化・ビロティ化)	大洲市都市	水害リスクを踏まえた土地利用の方向性	検討する	防災まちづくりワークショップ開催(R6.10~12肱川ツアー、R7.3住民報告会予定)	協議会にて検討予定	
				大洲市都市	内水被害が頻発する区域の居住者への誘導措置	検討する	検討中	協議会にて検討予定	
				大洲市都市 愛媛県河川	土地利用の方向性を踏まえた対策	行う	検討中	協議会にて検討予定	
11	第7章	P37	雨水浸透阻害行為の許可	大洲市都市	雨水浸透阻害行為に対する対策義務化	実施する	行為許可:0件、面積:0m2	周知活動	◎
12	第7章	P37	開発盛土に対する規制	大洲市農林・農山	山林・緑地・農地の保全	協力要請する	林地開発:0件、面積:0m2 農地転用:14件(34筆)、面積:7,775m2(R5~6)	周知活動	◎
				大洲市都市	開発抑制	協力要請する	都市開発:0件、面積:0m2	周知活動	◎
13	第9章	P39	立地適正化計画に基づく事業の推進	大洲市都市	関係部局が連携した都市計画やまちづくり関係の計画	整合・連携を図る	検討中	大洲市立地適正化計画との整合 大洲拠点都市地区との整合	
③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策(脆弱性への対応)									
14	第11章	P46	防災教育支援の実施・充実	国土交通省河川	小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	推進する	防災教育(喜多小) 防ステ見学会(平小・新谷小) 治水勉強会(たいら自治会)	継続予定	
				大洲市都市 国土交通省河川 愛媛県河川	(水害リスクに対する理解促進等) 水害リスクを踏まえた防災まちづくり流域治水の自分事化	同上	防災まちづくりワークショップ開催(R6.10~12肱川ツアー、R7.3住民報告会予定)<再掲>	継続予定	
15	第11章	P46	洪水、内水ハザードマップの作成・改良・周知	大洲市危機	洪水・内水ハザードマップの作成・周知	推進する	検討中	交付金事業で作成予定(R7)	
				愛媛県河川	同上	同上	都谷川・野田川・古川の洪水浸水想定区域指定(県R5.5.30)	周知活動	
		P46	土砂災害ハザードマップとの重ね合わせ	愛媛県砂防	土砂災害ハザードマップとの重ね合わせ	推進する	重ねるハザードマップで確認可能	周知活動	
16	第11章	P46	災害・避難カード、マイ・タイムライン作成の推進	大洲市危機	災害・避難カード、地区タイムライン、マイタイムライン	推進する	災害・避難カード:1地区 地区タイムライン:1地区	周知活動	
17	第11章	P46	ハザードマップの周知及び住民の水害リスクに対する理解促進の取組	大洲市都市 国土交通省河川 愛媛県河川	(水害リスクに対する理解促進等) 水害リスクを踏まえた防災まちづくり流域治水の自分事化<再掲>	推進する	防災まちづくりワークショップ開催(R6.10~12肱川ツアー、R7.3住民報告会予定)<再掲>	継続予定	
18	第11章	P46	要配慮者利用施設における避難確保計画や避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進と避難の実効性確保	大洲市危機	要配慮者利用施設における避難確保計画作成 義務化されている避難訓練実施 避難行動要支援者の個別避難計画作成	徹底を図る 実効性を高める	避難確保計画:浸水11件、土砂8件 避難訓練:5件 個別避難計画:70件(R6.12末現在)	周知活動	

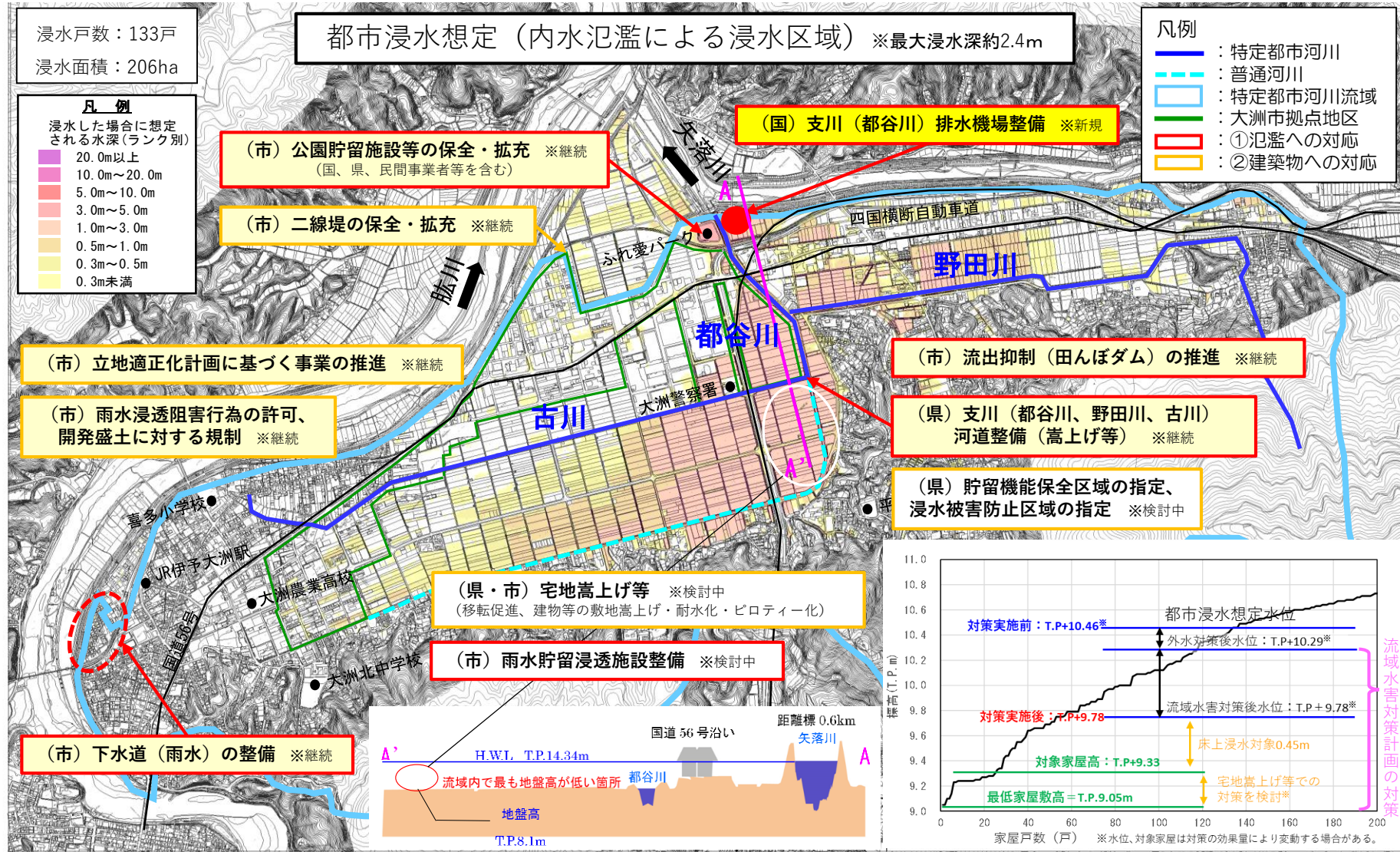
事業の進捗状況

愛媛県大洲土木事務所

令和7年2月12日

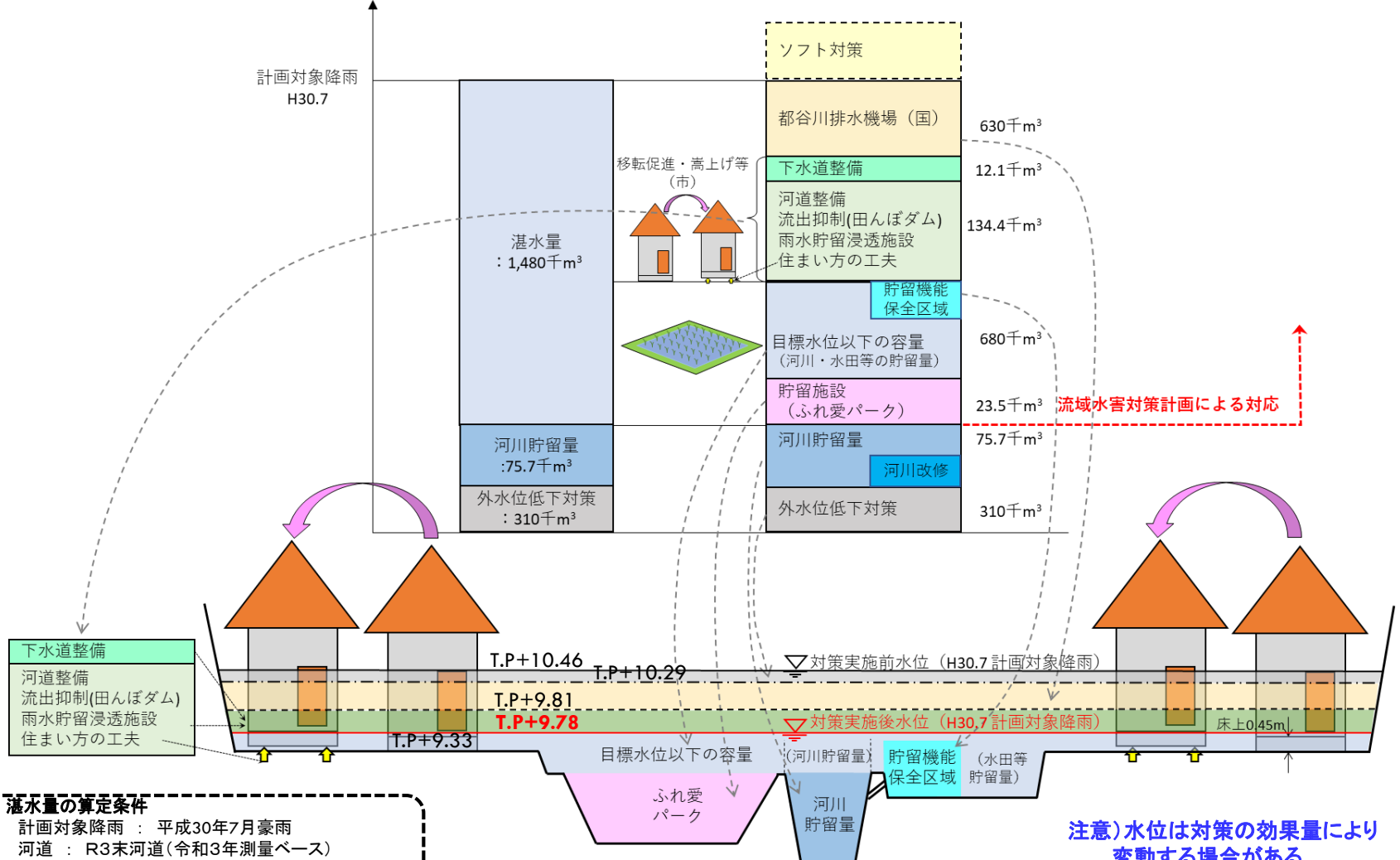
都谷川流域水害対策計画の概要 (対策内容)

(計画策定者) ・ 四国地方整備局長、愛媛県知事、大洲市長
 (計画の目標) ・ 気候変動の影響があり、既往最大の被害を受けている**平成30年7月豪雨を計画対象降雨**とする。
 (計画の期間) ・ **概ね20年**



都谷川流域水害対策計画の概要（対策分担量）

- 都谷川流域水害対策計画においては、流域全体での対策が必要となることから、雨水貯留浸透施設の整備や水田貯留の検討、貯留機能保全区域の指定等の流域対策を活用し取組む。
- 計画対象降雨の平成30年7月豪雨による**湛水量1,480千^m**に対して、床上浸水が解消できる目標水位以下とするため、河川・水田等の貯留、雨水貯留浸透施設、下水道整備等の対策に加え、都谷川排水機場を整備し、それぞれが分担する。
- さらに、計画を上回る洪水に対しても、氾濫の被害を出来るだけ軽減するようソフト対策を推進する。



湛水量の算定条件
 計画対象降雨：平成30年7月豪雨
 河道：R3末河道(令和3年測量ベース)
 ※東大洲は完成堤
 ダム操作：2ダム現況操作

注意) 水位は対策の効果量により変動する場合があります。

浸水被害対策の基本的な考え方

1 支川（都谷川）排水機場整備



具体的な内容

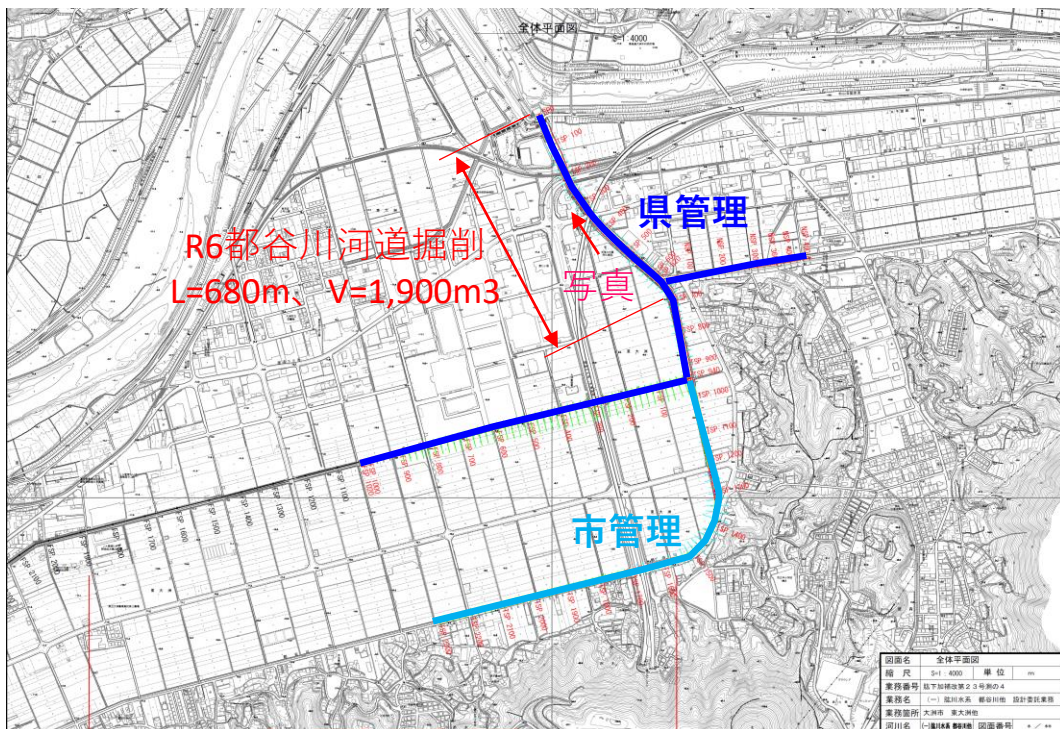
流域規模に応じた排水機場の整備

令和6年度の取組状況

- 測量・設計
令和7年3月概ね完了
- 用地取得等
用地取得：令和7年春頃を目処に手続き中
- 工事
令和7年度以降着手予定

工種	R6	R7	R8	R9	R10～
測量・設計	■				
用地取得等	■				
工事	■	■			

2 支川 (都谷川、野田川、古川) 河道整備 (嵩上げ等)



具体的な内容

大洲市と連携した都谷川、古川、野田川の河道整備（嵩上げ等）を進める

令和6年度の取組状況

■ 測量・設計

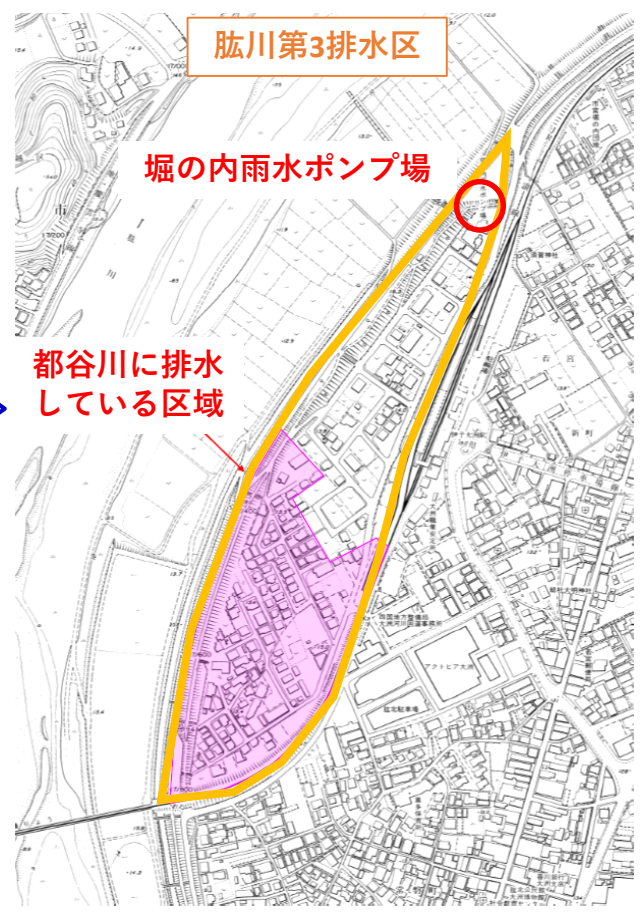
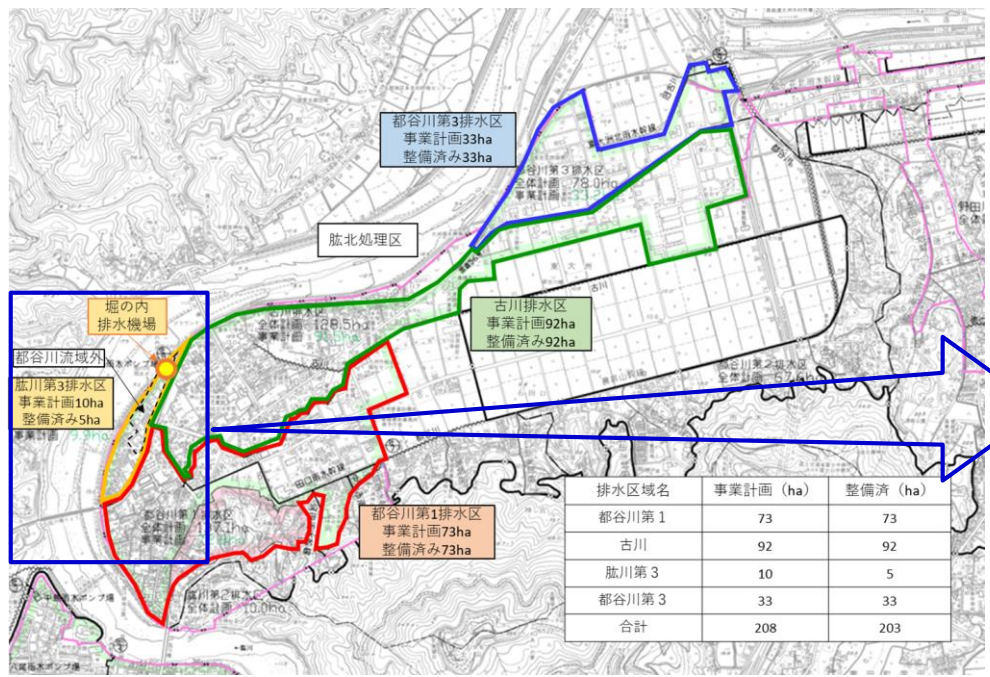
令和6年3月概略設計完了

■ 工事

令和7年2月都谷川河道掘削完了予定

工種	R5	R6	R7	R8	R9
県市協議		→			
測量設計	→		→		
工事		→		→	

3 下水道（雨水）の整備



具体的な内容

肱川第3排水区内の雨水排水管等の整備
 雨水ポンプ場のポンプの増設（及び耐震化）
 雨水排水区内の既存水路改修の検討

令和6年度の取組状況

- 調査
 - 雨水ポンプ場耐震診断 R7.3完了予定
- 工事
 - 雨水排水路整備工事着手

工種	R6	R7	R8	R9	R10
雨水排水路	[Progress bar from R6 to R10]				
雨水ポンプ場	[Progress bar from R6 to R10]				
既存水路	[Progress bar from R10 to R10]				

4 雨水貯留浸透施設整備



大洲市民文化会館建替工事（R8～10）で設置予定

具体的な内容

国・県・市有地を活用した雨水貯留浸透施設等の検討・実施
 個人住宅等の雨水貯留浸透施設に対する
 県・市による助成等の検討
 平常時の多目的利用、非常時のオープン
 スペースとしての活用の検討

令和6年度の取組状況

■大洲市流域治水推進補助金制度
 令和6年7月創設



工種	R6	R7	R8	R9	R10
助成制度	▶				
施設検討	▶				

5 流出抑制（田んぼダム）の推進

令和6年度 水田貯留実施による効果試算

1. 試算方法

20aの水田（排水箇所：1箇所、長辺80m、短辺25m）に、堰板ありの場合の排水量が堰板なしの排水量を超えるまでの貯留効果を平成30年西日本豪雨、令和5年6月30日～7月1日豪雨、令和6年5月27日～5月28日豪雨の雨量データを基に令和6年度の田んぼダム実施地域に当てはめて試算。

2. 使用プログラム

水田流出簡易計算プログラム（農林水産省農林振興局整備部提供）

3. 試算に用いた主な諸元

(1) 降雨モデル(気象庁よりデータ入手)

- ①平成30年西日本豪雨 総雨量 81時間で338.5mm
- ②令和5年6月30日～7月1日豪雨 総雨量 36時間で187.5mm
- ③令和6年5月27日～5月28日豪雨 総雨量 24時間で102.5mm

(2) 水田のモデル

①面積：2,000m²（長辺80m×短辺25m 排水箇所1箇所）

②畦畔高さ：0.3m

③排水箇所：1箇所

④初期水位：0.08m

(3) 堰板（調整板）のモデル

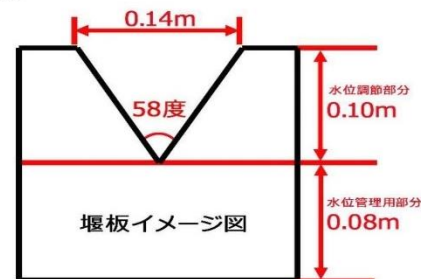
①全高0.20m

水位調節部分：0.10m

水管理用部分：0.08m

②開きの長さ：0.14m

③開き角度：58度



3. 水田貯留効果算定表

降雨パターン	総雨量	流入量	降雨時間	一時貯留量による効果の表現				
				表現② 堰板ありの水田の排水量が、堰板なしの水田の排水量を超えるまでの時間の貯留水量				
				使用データ (時間)	調整板なし排水量 (m ³)	調整板あり排水量 (m ³)	効果水量 (m ³)	効果水量/ 調整板なし排水量
H30.7.5～7.8 (30年豪雨災害)	338.5	677	81	52	490.4	312.7	177.7	36.2%
R5.6.30～7.1 (豪雨災害)	187.5	375	31	29	324.1	161.2	162.9	50.3%
R6.5.27～5.28 (豪雨災害)	102.5	205	13	17	174.2	49.4	124.9	71.7%

工種	R6	R7	R8	R9	R10
効果算定	➡				
周知活動	➡				



具体的な内容

排水口にせき板を設置（営農者）

令和6年度の取組状況

■実施箇所・効果

令和6年度 約7.2ha実施

貯留機能保全区域の概要・検討方針

愛媛県大洲土木事務所

令和7年2月12日

1. 事業進捗報告

1-1. これまでの経緯（進捗状況）

➤ 貯留機能保全区域の指定に向けて、現在、指定する区域等を検討中。



R3.3 肱川水系流域治水プロジェクトの策定

R3.5 特定都市河川浸水被害対策法の改正

R5.4 都谷川等が特定都市河川に指定

R5.4 都谷川流域水害対策協議会の設立

R5.12 都谷川流域水害対策計画の策定

R●.● 貯留機能保全区域の指定（予定）

1-2. 貯留機能保全区域の指定までの流れ

R5.12

都谷川流域水害対策計画 策定

・区域指定箇所の整理

都谷川流域水害対策計画
区域指定の進め方について協議

・大洲市長との協議

愛媛県知事 区域指定方針了解

・区域指定方針とりまとめ

土地所有者に対して地元説明会

土地所有者に対して
同意書（書面）による同意取得完了

愛媛県より大洲市へ意見照会

愛媛県による法指定に向けた手続き

貯留機能保全区域の指定

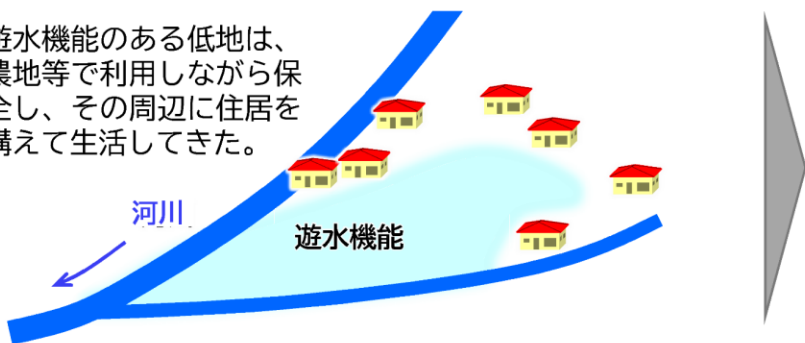
2. 区域指定方針

2-1. 貯留機能保全区域とは

- 特定都市河川浸水被害対策法が令和3年5月に改正され、新たに土地利用対策として貯留機能保全区域制度が創設。
- 貯留機能保全区域とは、その土地が元来有している遊水機能(貯留機能)を可能な限り保全していくことを目的としており、浸水被害の拡大を抑制する効用があると認められる区域を貯留機能保全区域として県が指定できる制度。
- 貯留機能保全区域の指定にあたっては、土地所有者の同意が必要。

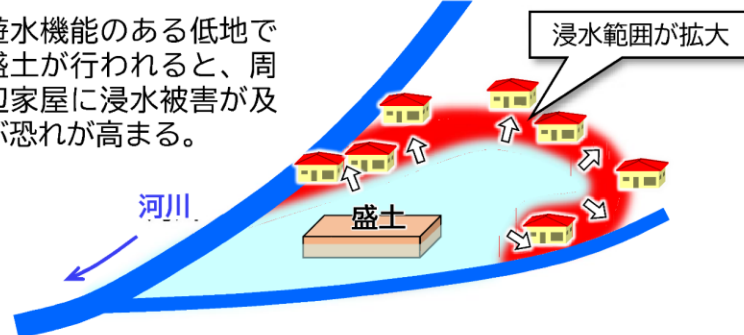
■ 遊水機能保全の必要性 (イメージ)

遊水機能のある低地は、農地等で利用しながら保全し、その周辺に住居を構えて生活してきた。



遊水機能のある土地で盛土が行われると…

遊水機能のある低地で盛土が行われると、周辺家屋に浸水被害が及ぶ恐れが高まる。



貯留機能保全区域に指定されることで、盛土等による浸水範囲の拡大が抑制され、その周辺の地域を浸水被害から守る。

■ 貯留機能保全区域に指定された区域では

規制

- 貯留機能保全区域に指定された区域内では、盛土等の貯留機能阻害行為を行おうとする場合は「届出」が必要
- また、知事は必要に応じて、助言又は勧告を行うことができる ⇒都谷川では大洲市長に権限を移譲

支援策

- 貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減
⇒令和4～6年度の特例措置 (3年延長予定)

2-2. 貯留機能保全区域の指定方針

➤ 指定する貯留機能保全区域は、「都谷川流域水害対策計画」および「解説・特定都市河川浸水被害対策法施工に関するガイドライン」に基づき検討。

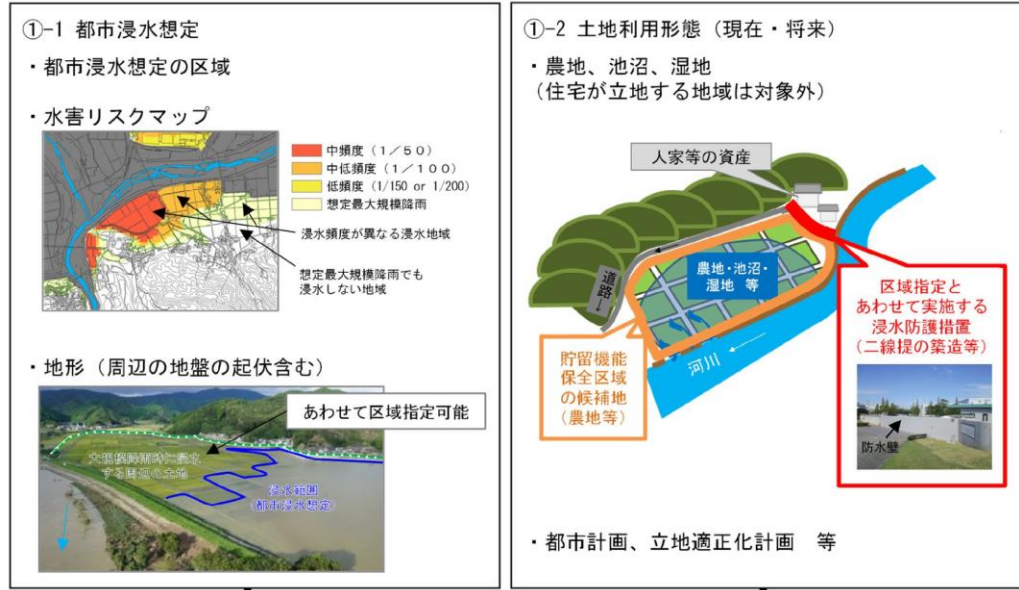
■ 貯留機能保全区域の指定の方針

貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定する。

貯留機能保全区域の指定にあたっては、都市浸水想定区域や、ハード整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水が想定される区域について、水田等の土地利用形態や、住家の立地等の周辺の土地利用の状況に加え、避難経路の確保等を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとする。

「都谷川流域水害対策計画」より抜粋

■ 貯留機能保全区域の指定対象となる土地の検討の進め方



「解説・特定都市河川浸水被害対策法施工に関するガイドライン」より抜粋

参 考 資 料

【参考】 拠点地点・盛土規制区域図

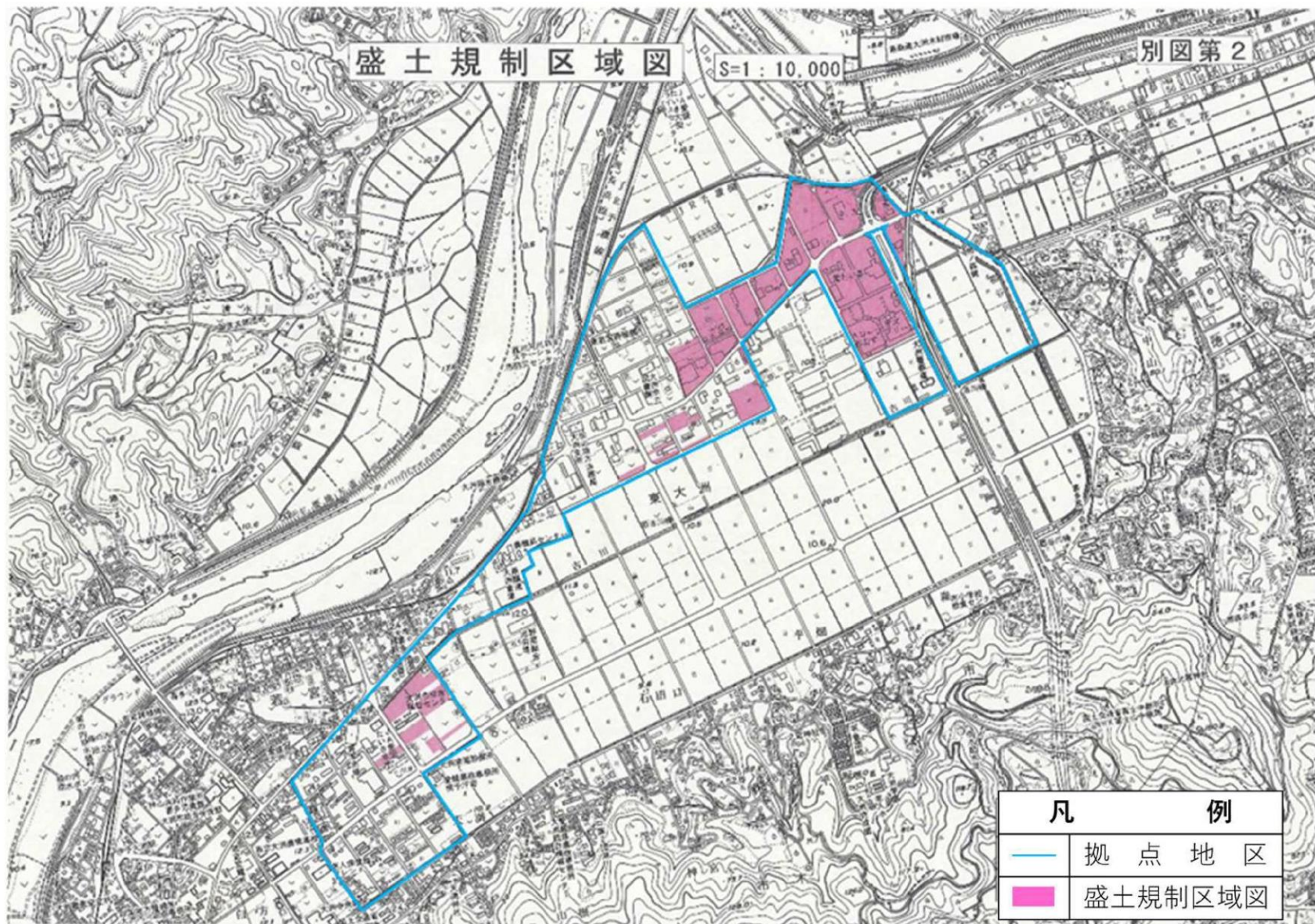


図 1.8 拠点地区・盛土規制区域図

【参考】立地適正化計画に定める誘導区域

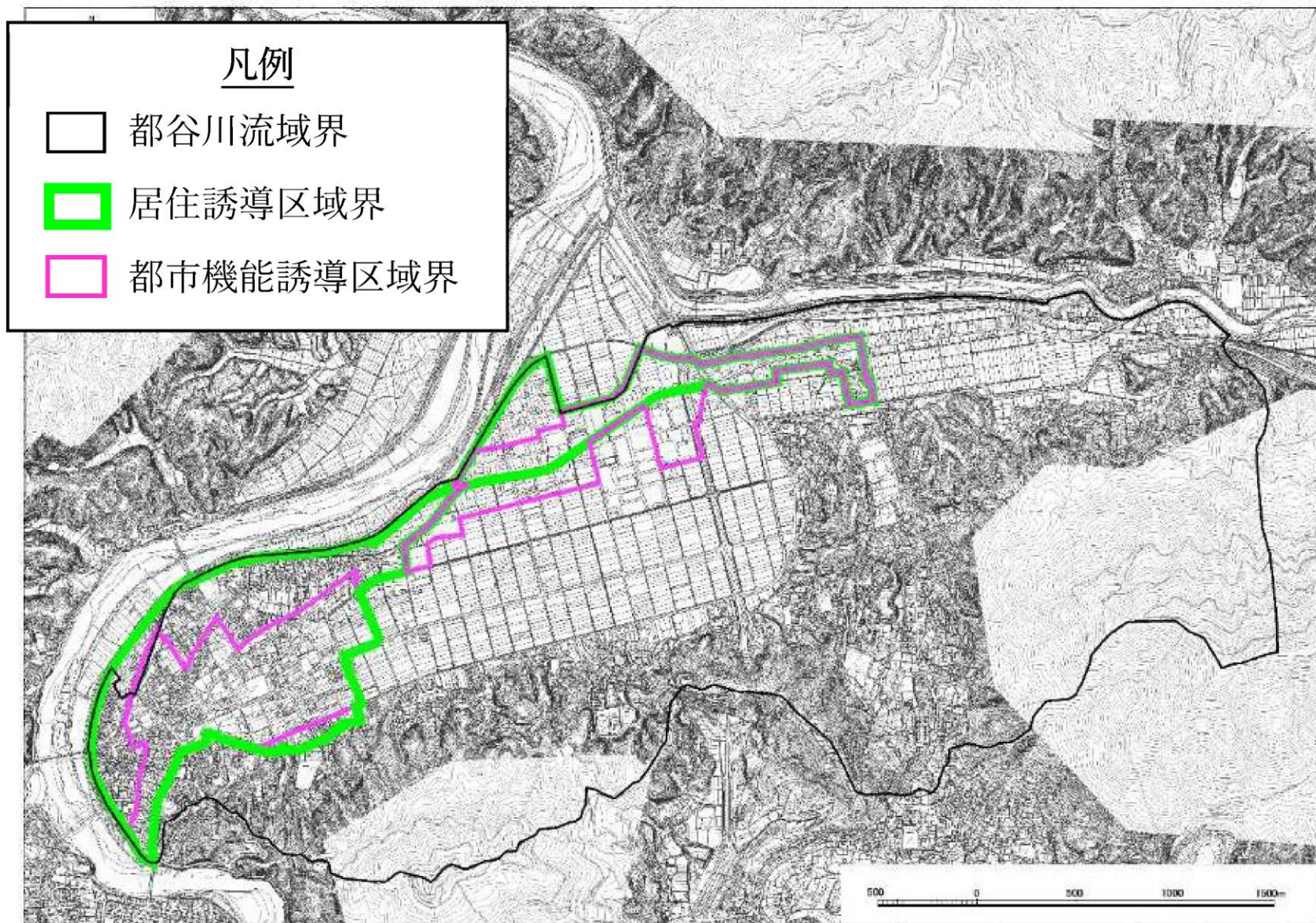


図 1.9 立地適正化計画に定める誘導区域

【参考】 農業振興地域整備計画

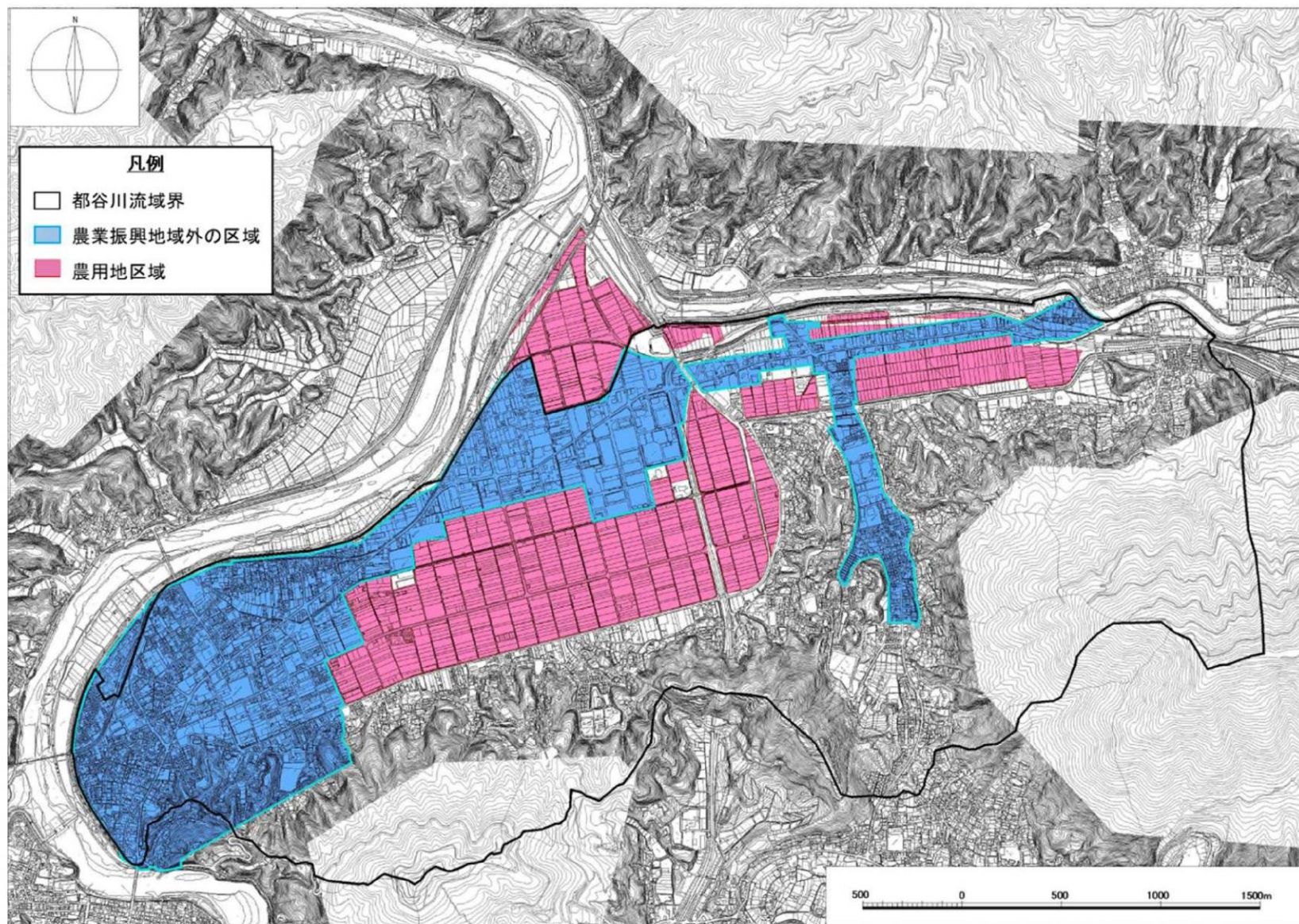


図 1.10 農業振興地域整備計画

【参考】都市計画における用途地域

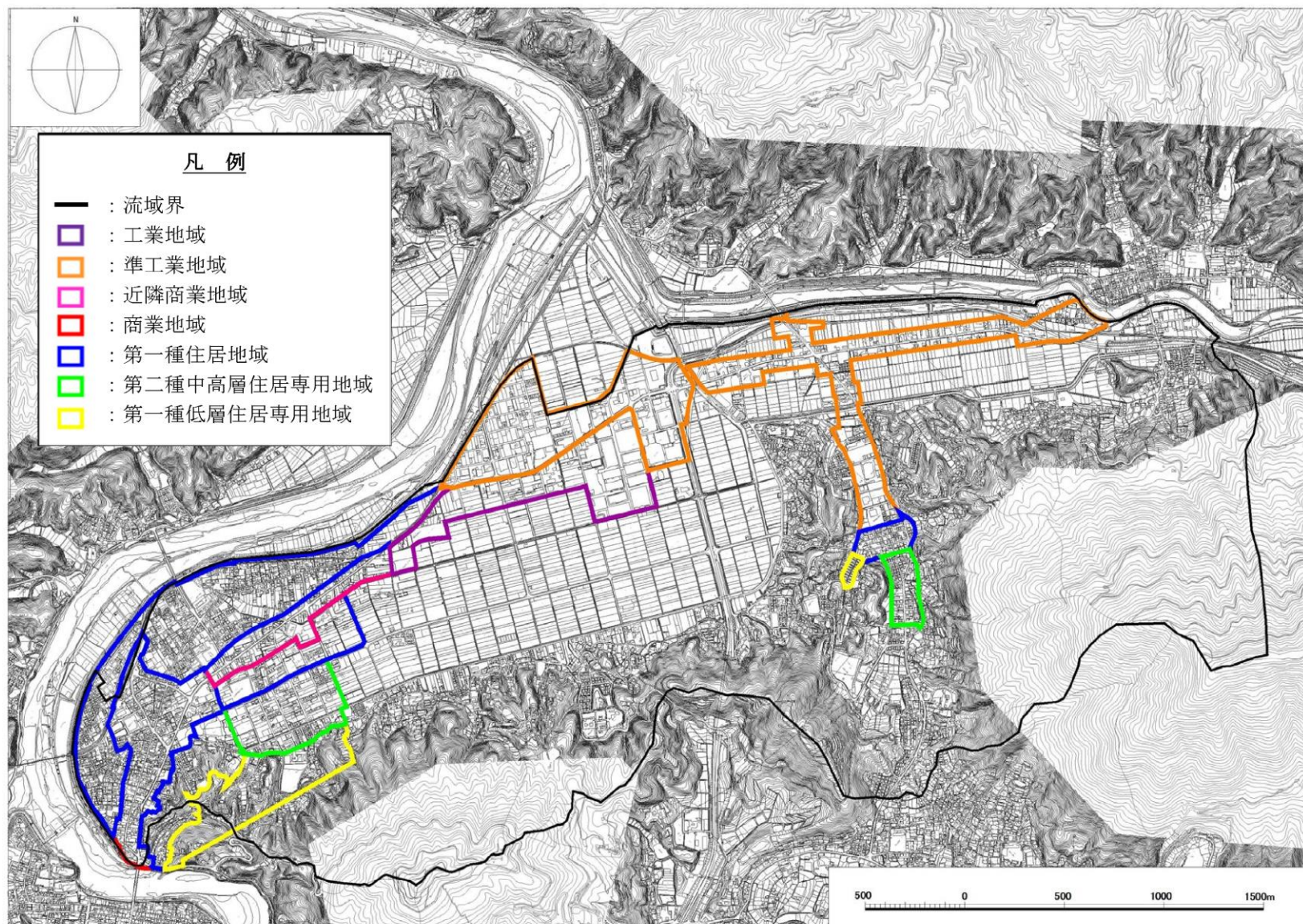
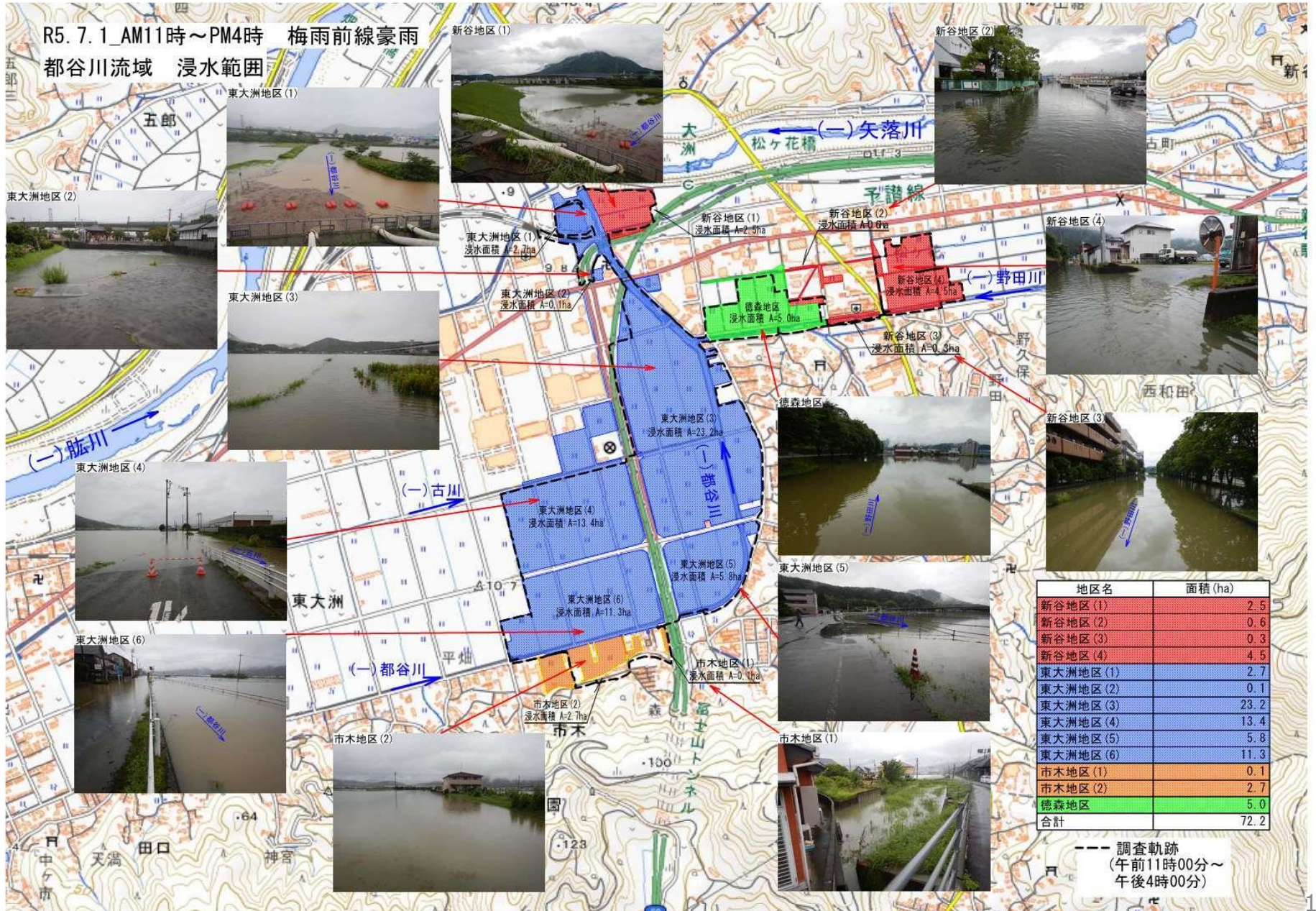


図 9.1.14 都市計画における用途地域

【参考】浸水範囲 (R5.7.1梅雨前線豪雨)



水から

自ら

流域治水りゅう いき ち すいでみずから守ろう

近年の気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化しており、今後も気温の上昇に伴い、洪水発生頻度がさらに増加することが想定されています。

想像を超える大雨によりいつ水災害が起こってもおかしくない状況になってきており、一人ひとりが治水対策に取り組むことが重要になります。

そこで、**みなさんが設置する雨水タンクや透水性舗装等への費用補助を導入しました。**

水災害から地域を守るため、できることから始めてみませんか。

流域治水とは

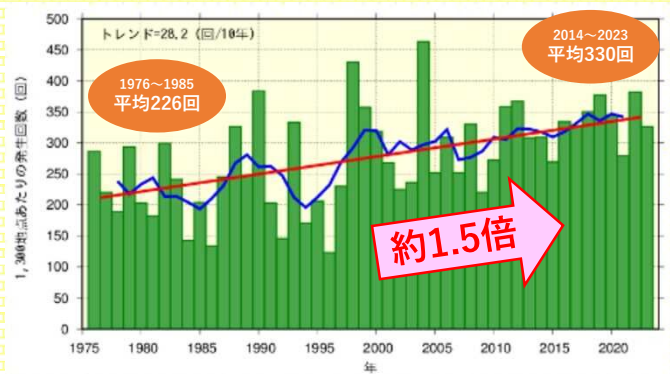
近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備え、これまでの行政が行う治水対策に加え、地域の企業や住民の方々等のあらゆる関係者が一体となって水災害の防止・軽減に取り組む考え方のこと

○降雨量変化倍率をもとに算出した流量変化倍率と洪水発生頻度の変化（一級水系における全国平均値）

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

（出典：国土交通省ホームページ）

○短時間降雨（1時間降雨50mm以上）の年間発生数【全国アメダス】



（出典：気象庁ホームページ「気候変動監視レポート2023」）

補助対象施設等 ※詳しくは裏面へ		補助割合	上限金額	問合せ先
雨水タンク	100ℓ～200ℓ未満	設置経費の 2/3	18,000円/基	大洲市 治水課 TEL：24-1718
	200ℓ～1,000ℓ未満		25,000円/基	
	1,000ℓ以上		60,000円/基	
転用浄化槽	200,000円/基			
浸透ます	5,000円/基			
浸透側溝	3,500円/m			
浸透トレンチ	3,000円/m			
透水性舗装	1,000円/m ²			

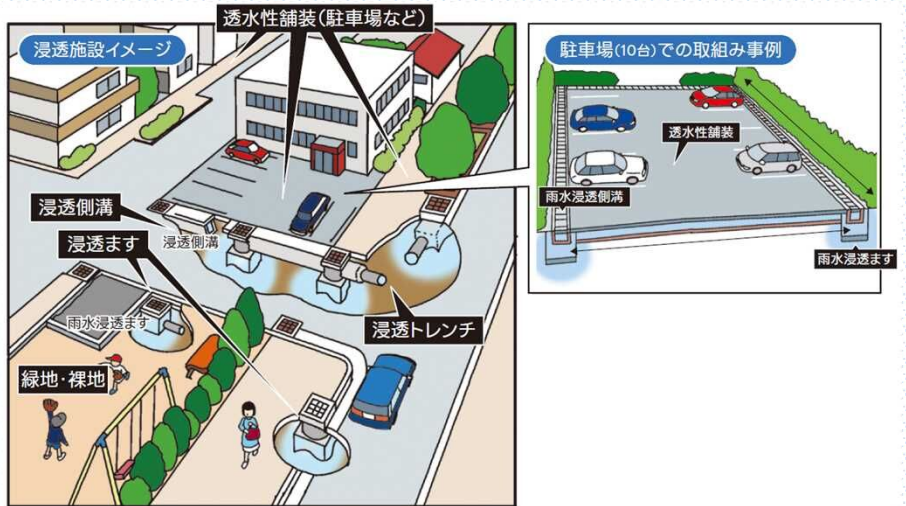
※1申請当たりの上限金額については上記連絡先にお問い合わせください

補助対象施設等について

雨水を貯める施設



雨水を浸透させる施設



雨水タンク

雨水貯留タンクを設置することにより、雨水を貯留して一時的に雨水の流出を抑制する施設

浸透ます

透水性のますの周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる施設

浸透側溝

側溝の周辺を砕石で充填し、雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる施設

転用浄化槽

公共下水道への接続により廃止する浄化槽を雨水の貯留施設に転用して、一時的に雨水の流出を抑制する施設

浸透トレンチ

有孔管の周囲を砕石で充填し、雨水をその有孔管へ導くことでその側面及び底面から地中へ浸透させる施設

透水性舗装

舗装構造に透水性を有した材料を用いて、雨水を路盤以下へ浸透させる舗装（透水性平板を含む）

流域治水について詳しくは「流域治水マニュアル」をご覧ください



愛媛県ホームページ



愛媛県流域治水
ロゴマーク

水災害リスクを踏まえた防災まちづくり

【防災まちづくりの概要・取組紹介】



～ 若い世代とともに考え、みんなで担う水防災、きらめく大洲を未来へ ～

※この写真は、令和5年度実施した大洲高校・大洲農業高校との防災まち歩きの様子です。

取組概要

主催：四国地方整備局 大洲河川国道事務所

- 大洲市では、平成30年7月豪雨による甚大な被害を受け、国・県・市が一体となった「肱川緊急治水対策」を実施しており、令和6年5月末に堤防整備等が完成し、治水安全度が向上したところですが、今後も気候変動の影響等により、水害のリスクは存在します。そこで、国土交通省大洲河川国道事務所では、大洲市や愛媛県、東京大学との連携により、『地域の防災意識の向上と水災害リスクを踏まえた防災まちづくり』に関する取組を令和5年度より実施しています。



ワークショップの風景



報告会の風景

令和5年度実施内容

- 令和5年度、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進に向け、大洲市の若い世代を中心とする大洲高校および大洲農業高校、東京大学との交流を踏まえた“学びの場”としたワークショップ（第1回）を開催しました。
- ワークショップでは、防災まちあるきを実施し、東大洲地区の水害リスクについて学ぶとともに、“住まい方”や“避難行動”についてグループに分かれ、意見交換を行いました。
- また、ワークショップで議論した内容を東大洲地区の地域住民の方々とは“共に考える場”として、国・県・市・若い世代が連携した報告会（第2回）を開催しました。

令和6年度実施内容

- 令和5年度に引き続き、大洲市の若い世代を中心とする大洲高校および大洲農業高校、長浜高校（令和6年度より参加）を対象に、東京大学との交流を踏まえた“学びの場”として、東大洲地区と長浜地区の水害リスク状況や肱川流域のスタディツアーを通じて、東大生と共に考える防災まちづくりワークショップ（※11月・12月の2回開催）を実施します。
- また、ワークショップで議論した内容について、地域住民の方々と“共に考える場”として、国・県・市・若い世代が連携した報告会（来年3月開催）を開催する予定です。



図 スタディツアーのエリア

【令和6年度の取組紹介】

令和6年度実施するスタディツアー（11月・12月の2回実施）では、**肱川流域の水害特性等を学ぶ**とともに、**肱川地区・東大洲地区・長浜地区**を訪れ施設等の見学を行い、**肱川地区**においては平成30年7月豪雨で被災された方の**被災体験談**を伺います。



肱川流域の水害リスクに関するスタディツアー ～肱川地区編、東大洲地区・長浜地区編～



主催：四国地方整備局 大洲河川国道事務所

※この写真は、令和5年度実施した防災まち歩きの様子であり、被災体験談の方の話を伺いました。

第3回 防災まちづくりワークショップ ～ 肱川流域の水害リスクに関するスタディツアー① ～

スタディツアーでは、**肱川流域の水害特性等を学ぶ**とともに、**肱川地区**を訪れ、平成30年7月豪雨で被災された方の**被災体験談**を伺います。

日時：令和6年11月9日（土）8:30～12:30
会場：肱川河川防災ステーション
住所：大洲市若宮1869番地1
※**肱川地区のスタディツアーを実施**

参加生徒：1) 大洲高校の生徒
2) 大洲農業高校生徒
3) 東京大学の学生
※ただし、大洲農業高校は11月11日実施

時間	内容
8:30～	■開会挨拶、はじめに
8:35～	事前レクチャー等
9:25～	①鹿野川ダムの見学 ②肱川支所 ・肱川支所にて被災体験談
11:05～	③グループワーク
11:55～	④発表
12:20～	■総評、閉会挨拶、おわりに

第4回 防災まちづくりワークショップ ～ 肱川流域の水害リスクに関するスタディツアー② ～

日時：令和6年12月7日（土）13:00～17:00
会場：肱川河川防災ステーション（集合場所）
長浜コミュニティセンター（WS場所）
住所：大洲市若宮1869番地1
大洲市長浜甲727番地2
※**東大洲地区・長浜地区のスタディツアーを実施**

参加生徒：1) 大洲高校の生徒
2) 大洲農業高校生徒
3) 長浜高校生徒
4) 東京大学の学生

時間	内容
13:00～	■開会挨拶、はじめに
13:30～	①東大洲地区の見学 ②長浜地区の見学
15:30～	③グループワーク
16:30～	④発表
16:50～	■総評、閉会挨拶、おわりに

第5回 防災まちづくり報告会

日時：令和7年3月上旬実施予定 ※詳細内容は別途お知らせ予定